

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

年 月 日提出   仙台市長あて	住所（所在地）		〒													
	（フリガナ）															
	氏名又は名称															
	法人番号															
代表者氏名																
特別徴収義務者 指定番号														電話番号	（      ）	—
地方税法第321条の5の2及び第328条の5第3項の規定による特別徴収税額の納期の特例 について申請します。																
特例の適用を受けようとする 税額		年 月以降の支給に係る給与所得および退職所得に 対する特別徴収税額														
申請の日前6ヶ月間における 給与の支払を受ける者の人数 及び給与支払金額（※仙台市 以外から勤務している者を含 む。）			年 月	1ヶ月前	2ヶ月前	3ヶ月前	4ヶ月前	5ヶ月前								
		人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
上記のうち、臨時雇用してい る者の人数及び給与支払金額 （※仙台市以外から勤務してい る者を含む。）		人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
		給与支払金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
市税について滞納があり又は 最近において著しい納付遅延 がある場合で、それがやむを 得ない理由によるものである ときはその理由の詳細																
申請の日前1年以内における 納期の特例承認の取消の有無 および取消年月日		有（      年      月      日取消）      ・      無														

（裏面もご覧ください）

申請についての説明及び注意□

- 特例の適用を受けようとする税額には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。（承認を受けた日の属する月以後の税額について適用されます。）
- 人数と給与支払金額には、申請の日前6ヶ月の各月の給与の支払を受ける者の人数及び当該給与の金額（賞与含む。）を記入してください。

## 1. 特別徴収税額の納期の特例制度について

- (1) この特例の適用を受けることができるのは、給与の支払を受ける者が常時10人未満である特別徴収義務者に限ります。(繁忙期に臨時雇用した人数は含めません。)
- (2) 特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、市長に申請し承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる各期間に特別徴収した税額を各納期限までに納入してください。

期 間	納 期 限
6月から11月までの徴収分	12月10日
12月から翌年5月までの徴収分	翌年6月10日

- (4) 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
- (5) 市税に滞納や著しい納付遅延があるときは、この承認が受けられないことがあります。また承認を受けても、滞納・納付遅延があると、この特例の承認を取り消されることがありますのでご注意ください。

## 2. 提出先

〒980-8671

仙台市青葉区二日町1番1号

仙台市役所 財政局税務部 市民税課

電話 (022) 214-1009

※ 審査のうえ承認又は不承認を通知いたします。(この申請書を提出した月の翌月末までに通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その承認があった月の徴収分からこの特例が適用されます。)